

[事案 22-14] 配当金請求

・平成 23 年 1 月 7 日 和解成立

<事案の概要>

実際の祝金等の受取金額が設計書記載の金額より少なかったことから、設計書記載の金額等を支払いを求め申立てがあったもの。

<申立人の主張>

昭和 52 年に加入した定期付養老保険が 80 歳の満期を迎えたが、加入時に提示された設計書に記載されている満期保険金と 65 歳以降 5 年毎に支払われる祝金(配当による買増保険金)等の合計額に比べ、実際に受け取った金額が 200 万円以上も少なかった。

下記理由により納得できないので、設計書記載の金額を支払うか、それができないなら既払保険料に利息を付けて返還してほしい。

- (1) 契約勧誘時に提示された保険設計書に次のような問題があった。
 - ・各種「祝金」の欄に根拠の示せない金額が記載されている。
 - ・「満期までご生存の場合のお受取合計額」が本来の金額より 100 万円程水増し記載されている。
 - ・配当金について「多少の変更があります」と記載されているが、多少の金額どころではない変動額である。
- (2) 営業担当者は、設計書にもとづき「当該商品は、掛けた保険金が増えて戻ってくる貯蓄型のもので」という説明があったため、年金保険などに類するものと認識した。
- (3) 設計書の記載内容が契約した保険商品の内容であると信じ、保険料を納めていた。上記(1)の設計書の記載は、保険業法に違反する重大な問題行為である。

<保険会社の主張>

下記理由等により、申立人の申し出に応ずることは出来ない。

- (1) 30 年以上も前のことであり、当時の営業担当者とみられる人物は既に死亡していることから、本件設計書に手書き記載の各予想祝金額の根拠や正確性は今となっては不明だが、記載の祝金・満期保険金の各金額を足すと明らかに異なり、担当者の記入誤りと思われる。
- (2) 申立契約が有効に成立したのであれば、その内容は約款に基づくものであり、契約締結権限や契約内容変更権限のない営業担当者による設計書予想祝金額欄の記入誤り等があったとしても、本件保険契約の内容に影響を及ぼすものではないと思料する。
- (3) 本件設計書に「多少の」との表記はあるものの、申立人は、本件契約の祝金が配当金を原資としていること、本件契約の祝金は設計書記載どおり、または設計書に近い金額となることが必ずしも確定しているわけではないことは、申込み当時に認識されていたものと考えられ、申立人に錯誤があったとまでは認められないと考える。
- (4) 仮に、申立人が、本件契約の祝金は設計書記載どおり、または設計書に近い金額となることが確定しているという理由により、本件契約を締結したのであれば、法律上は動

機の錯誤であり、この動機が表示されない限りは法律上の錯誤無効の要件を充たさないと考える。

＜裁定の概要＞

裁定審査会では、申立人の法律的主張は概ね下記1. のとおりと解釈し、申立書、答弁書等書面の内容にもとづいて審理し、下記2. のとおり判断するとともに、本件においては、従前の交渉経緯に鑑み、相手方会社が本審査開始前に申立人に示した和解案を、本審査においても維持することが妥当と考え、生命保険相談所規程第41条第1項にもとづき、同和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので和解契約書の締結をもって解決した。

1. 申立人の主張

(1) 主位的請求

保険契約は、契約申込者において、約款及び説明資料に基づき契約判断をするものであるから、仮に設計書が約款に反していても、それは保険会社の問題であり、契約は設計書の記載に従うべきものであり、設計書記載の金額の支払いを求める。

(2) 予備的請求1

下記理由により、民法96条1項（詐欺）により契約を取消し、既払保険料に遅延損害金を付けて返還してほしい。

- ① 募集人は募集に際し設計書に基づき、「掛けた保険金が増えて戻ってくる貯蓄型」との虚偽の説明を行ったが、実際の受取金は払込保険料を下回った。
- ② 設計書には、明らかに受取総額について虚偽の金額が記載されている。
- ③ 設計書には、祝金等の配当金について「多少の変動がある」旨の記載しかないが、実際には大きな変動があり、虚偽の事実を記載したものである。

(3) 予備的請求2

本件募集行為は、虚偽の内容を記載した文書を使用して保険契約の勧誘を行ったもので、不法行為が成立するので、損害賠償を請求する。

2. 審査会の判断

本件の申立人の法律的主張はいずれも認めることはできない。

(1) 主位的請求について

個別契約において、約款と異なる契約が成立したと判断することは特別の理由のない限り認められない。本件において、申立人は設計書に基づき保険契約を締結する意思を形成したのであり、設計書の記載が保険契約の内容を拘束すると主張するが、設計書は単なる説明資料に過ぎず、契約の内容を左右するものでない。従って、申立人の主位的請求は理由がない。

(2) 予備的請求1及び2について

下記のとおり、本件はいずれも法律上の理由がない。

- ① 本件において、仮に募集人あるいは相手方会社が故意に虚偽の事実を告げ申立

人を欺もうとしたのであれば、詐欺による取消を認めることがありえるが、取消権は民法 126 条により 20 年を経過した場合には、行使することができない（除斥期間）。本件は契約から 33 年間を経過しているため、事実関係を判断するまでもなく、法律上の理由がないことになる。

② 不法行為責任も民法 724 条により 20 年の除斥期間が経過しているため、賠償請求権を行使することはできない。

(3) その他の申立人の主張について

① 設計書の満期までの合計支払金額は当該文書自体から明らかに誤りであると判断でき、このように容易に判明することで、相手方を欺く意図を持っていたとは通常は判断できず、これは単なる計算ミスであり、故意に申立人を欺もうとしたとは考えられない。

② 配当金について、変動することが示されているとはいえ、「多少」との記載であり、反対解釈をすれば「多少」しか変動しないものと誤信させる危険性があること、祝金が配当金を原資としていることの説明が不十分であることなど、現時点の判断としては、説明義務を十分につくしたとは到底言えない。

しかし、不法行為の成否は、現時点での判断ではなく、行為時を基準とする判断であり、昭和 52 年当時は、バブル崩壊等の著しい市場変動前で、保険会社においても、配当金が本件のように大幅に変動することの予測は困難であったと思われる。